

平成30年7月8日  
国土交通省中国地方整備局  
岡山県・倉敷市

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、岡山県及び倉敷市並びに中国地方整備局（岡山県内）が管理する一般国道、県道及び市道上の放置車両について、必要な措置を実施します。

この度の豪雨災害を受け、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、岡山県内の一般国道（政令市管理除く）及び県道（政令市・新見市管理除く）の管理者である岡山県並びに中国地方整備局岡山国道事務所、倉敷市内の市道の管理者である倉敷市は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、本日、午後9時に指定しました。

当該区間においては、交通に支障のある場合には、立ち往生車両の移動等を行います。当該道路に放置している車両は、速やかに移動するようお願い致します。

また、中国地方整備局は、岡山県及び倉敷市からの要請を受け、支援してまいります。

### 記

路線名	指定する区間
岡山県内 一般国道（政令市管理は除く） 県道（政令市・新見市管理は除く）	岡山県内全域
倉敷市道	岡山県倉敷市内全域

#### <問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局

TEL：082-221-9231（代表）

#### 【担当】

道路部 道路情報管理官

さわぐち としき  
沢口 俊樹（内線4114）  
（直通：082-511-6285）

#### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官

いわした やすひさ  
岩下 恭久（内線2117）

企画部 環境調整官

いのうえ かずひさ  
井上 和久（内線3114）

（直通：082-511-6009）

指定する区域図



# ●災害対策基本法の一部を改正する法律

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

## 改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



## 法律の概要

### 1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動  
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

### 2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策  
(例:ホイールローダーによる移動)

### 3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能  
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

※資料は、内閣府記者発表資料より引用

## 参照条文

### ○災害対策基本法

(災害時における車両の移動等)

第76条の6 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。